

<当所の事業復活支援金の申請に係る事前確認の対応について>

※2022.5.23

○事前確認の受付について

受付対象は会員・非会員問わず小樽市内に本店を置く事業所のみです。

また、小樽市外（例えば、札幌や余市、仁木など）に本店を置く事業所で小樽商工会議所会員に継続して1年以上加入なおかつ年会費を1回以上入金いただいている事業所に限り、事前確認の受付対象といたします。

1. **事前確認は予約制となっております、対面形式での対応となりますので予めご了承ください。**
予約なくお越しいただいても受付できません。かならず、事前にお電話にて、ご予約の上、お越しください。
2. メールでのお問合せ、ご予約は承っておりませんので、電話にて予約をお願いします。
3. 事前確認にあたっては「申請 ID 」が必要となります。事前に、事業復活支援金ポータルサイトにて登録を行い 「申請 ID 」の取得をお願いします。
4. 事業復活支援金の申請に係る当所の前確認は下記の書類等が必要です。

(1) 必要書類

①事業復活支援金事務局から発行された申請ID、法人番号等

②選択する基準期間（下記a～c）を全て含む税務署の收受日付印の付いた確定申告書の控え

X. 2018年11月～2019年3月は、2018年度～2020年度の確定申告書の控え

Y. 2019年11月～2020年3月は、2019年度と2020年度の確定申告書の控え

Z. 2020年11月～2021年3月は、2019年度～2021年度の確定申告書の控え

※電子申請の場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控え

③2021年11月～2022年3月の間で選択した対象月の売上台帳、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）

※帳簿書類は日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されている書類及びそれに関連した領収書や請求書等

④2018年11月以降の事業の取引に用いている通帳

⑤代表者又は個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

⑥本人確認書類

※「運転免許証両面」、「マイナンバーカード 表面のみ」、「写真付きの住民基本台帳カード表面のみ」、「在留カード」・「特別永住者証明書」・「外国人登録証明書」（在留資格が特別永住者のものに限る）、「住民票の写し及びパスポート」のいずれか

⑦法人の場合 履歴事項全部証明書

⑧法人の場合で、事前確認を従業員に委任する場合 委任状及び受任者の本人確認書類

※個人事業主の場合、本人申請が原則のため、事前確認を家族、従業員などに委任することはできません。

(2) 予約方法

下記まで事前にお電話にてご予約の上、お越しください。予約なくお越しいただいても受付できません。

申請期限が、令和4年6月17日（金）まで延長されたことに伴い、事前確認の受付期間を延長しました。なお、アカウント（申請ID）の発行は、5月31日（火）までです。

アカウント（申請ID）がないと、申請することができませんので、ご注意ください。

※当所の前確認に関する受付（前確認の予約並びに確認業務）期間は、下記のとおりです。

受付期間：令和4年1月27日（木）～6月13日（月）まで

受付時間：9時～12時、13時～16時（※土日祝日は除く）

電話番号：0134-22-1177

○申請期間：令和4年1月31日（月）～6月17日（金）まで

※当所の前確認の受付（前確認の予約並びに確認業務）期間とインターネットによるWEB申請の期限は異なります。なお、ご本人様による申請が必要であり、代理申請は認められておりませんので、ご注意ください。

(3) 注意事項

①必要書類が準備できない、あるいは必要書類に不備があるなど、当所で確認ができない場合には、受付出来ない場合があります。

②窓口では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用・アルコールによる手指消毒をお願いしております。また、発熱などの症状がある方に関しては、受付をお断わりさせていただきます。

5. 本支援金制度の詳細や給付対象であるか否か等の質問は、

事業復活支援金HP (https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html) 記載の「事業復活支援金事務局 申請者専用相談窓口（電話番号：0120-789-140）にお問合せください